

2010年7月30日 全4頁

オスロ条約発効による社会的責任投資への影響

経営戦略研究所
横塚 仁士

[要約]

- 人権・労働や環境への取組みなどに代表される CSR（企業の社会的責任）の観点から投資を行う社会的責任投資（SRI）に対する関心が高まっている。
- SRI の手法のうち軍需などの特定業種を投資対象から排除するネガティブスクリーンの観点から、クラスター爆弾の製造と使用を禁止する「オスロ条約」が8月1日に発効することが注目を集めている。
- 欧州の公的年金などの機関投資家の一部はクラスター爆弾の製造企業を投資対象から外しているが、条約の発効が製造企業への投融資にどのような影響を与えるかが注目される。

1. CSR に注目した投資活動

企業が事業活動において人権や労働、開発面での適切な配慮や環境汚染防止・環境保護などの責任を果たす概念である企業の社会的責任（CSR）という概念への注目が高まっている。また、企業の CSR 活動に着目し、それを投資の判断基準の一つとする社会的責任投資（SRI）も欧州と米国で拡大傾向にある。海外における SRI に関する調査や普及活動を行う SIF（社会的責任投資フォーラム）のデータによると SRI の市場規模は、資産運用残高では欧州で330兆円、米国で270兆円規模（ともに2007年時点）に達している¹。

SRI の投資手法には投資ユニバースの構成において、大別すると、以下の二つの手法が挙げられる。

- ①「ポジティブスクリーニング」は、企業の環境保護投資や環境保全活動、社会貢献活動などを評価して、積極的に CSR を展開する企業を投資ユニバースに組み込むものでエコファンドなどが代表例である。日本ではこの手法が主流である。
- ②「ネガティブスクリーニング」は、源流は一部のキリスト教会の投資手法などから広がったもので、教義に反するとされるアルコールやタバコなどを投資ユニバースから排除するものであり、1960年代にはベトナム反戦運動などの広がりを受けて軍需産業への投資を控える動きも広まった。欧州や米国の SRI はこの手法が主流であり、投資ユニバースを作成する手間がポジティブ型に比べると少ないことも SRI 拡大の要因とい

¹ 07年のデータが公表段階では最新であり、いわゆる世界同時金融危機以降の世界での SRI の市場規模の数値は公表されていない。しかし、社会的責任投資フォーラム（SIF-J）のデータでは日本の SRI の市場規模（公募 SRI 投信残高）が金融危機後最少額の4,432億円（09年3月）から2010年3月に6,148億円に回復しており、このことを考慮すると世界規模でも回復傾向にあると予測される。

える。また、ネガティブ型の近年の動向としては、非政府団体・非営利団体（NGO・NPO）が国際社会において影響力を徐々に増している。これを受け、「人権」や「開発」、「戦争」などに関わる地域の行政や当該地域で事業活動を行う企業に対する監視の目が強まっており、そのために関連する企業への圧力が高まっていることが挙げられる。

本稿では、後者のネガティブ型運用において軍需産業への投資判断の一例として注目されている「クラスター爆弾」を巡る国際社会の情勢について簡潔に報告し、欧州の機関投資家などの投資姿勢についても簡単に報告する。

2. クラスター爆弾の製造・使用を巡る国際情勢

2-1. クラスター爆弾による被害への批判が高まる

クラスター爆弾とは「通常の爆弾と同サイズのケースに数個から数百個の子弹を搭載し、投下・投射後にケースを破裂させて子弹を広範囲に散布する型の爆弾」²である。子弹では不発弾として残る弾も比較的多いため、一般市民に多大な被害をもたらすことが課題として長年にわたり指摘してきた。特に被害者として子供と兵器除去専門家が対象となることが多く、当該地域の戦後復興の妨げになるという指摘も多い。

クラスター爆弾への被害については、NGO「地雷廃絶日本キャンペーン」（JCBL）によると同爆弾の人道的見地からの問題について以下のような点が挙げられる³。

- ① クラスター爆弾の持つ無差別性により多くの範囲が攻撃対象となり、被害者の98%が一般市民である。
- ② クラスター爆弾は小型であり触りやすいなどの理由から子どもが触れて被害者になるケースが多い。
- ③ 最大で数百個規模で搭載・散布される子爆弾の中には不発弾として残るものも多く、それにより戦後復興の過程で障害となるケースも多い。
- ④ 子爆弾は動きに敏感に反応して爆発する仕組みがとられているため、除去の際に大きな苦労を要する。

上述のような課題により、クラスター爆弾の使用に対し、国際社会ではNGOを中心に批判の声が高まり、それが欧州を中心に政府も巻き込む形になり、クラスター爆弾の製造・使用の禁止を求める流れが広がった。

2-2. クラスター爆弾の製造・使用禁止条約が8月1日に発効

このようなクラスター爆弾への国際的な批判を受け、07年2月にノルウェー・オスロにおいて同国政府や、クラスター爆弾の使用・製造などに反対するNGO連合体「CMC」⁴の主導により、クラスター爆弾の製造や使用、保有および移動を禁止し、爆弾廃棄や不発弾除去、被害者支援などの枠組みとなる条約の制定を目指す「オスロ宣言」が採択された。以降、国際会議において交渉が進められ、08年5月に「クラスター爆弾禁止条約」（通

² 『現代用語の基礎知識2010』より引用。

³ 同団体HP内のクラスター爆弾に関する記述（http://www.jcbl-ngo.org/クラスター爆弾/index.php?action=pages_view_main&page_id=33）を参照した。

⁴ クラスター爆弾連合（CMC: Cluster munitions Coalition）。世界の約200団体が参加して03年に設立された。

称オスロ条約)が採択された。2010年2月に30カ国が同条約を批准したことを受け、2010年8月1日に発効することが決まった。

オスロ条約は第1条で、締約国はクラスター爆弾の使用、開発、製造、製造以外の方法による取得、貯蔵、間接的・直接的にかかわらない移譲が禁止される。また、「条約が禁止するあらゆる行為についての他の締約国に対する支援、奨励、誘導」も禁止すると規定している。

第2条では禁止する対象の定義を「それぞれが20キログラムを超えない爆発性子弾を散布または投下するよう設計された通常弾で、それらの爆発性子弾が含まれるもの」としているが、交渉参加国間の調整の結果、一部の基準を満たす弾⁵が除外された。このほか貯蔵弾の廃棄(第3条)、不発弾の除去(第4条)に加え、被害者への支援(第5条)など国際的な協力枠組みの構築についても盛り込まれている。

同条約は2010年7月20日時点で107カ国が署名、日本を含む37カ国が批准している。しかし、クラスター爆弾の主要な保有国である米国・中国・ロシア・イスラエルなどは同条約に署名していない。そのため、条約の発効後にこれらの主要生産国がどのような動きを見せるかが焦点となっている。

また、上述のNGO連合体CMCに所属するNGOが公表した、クラスター爆弾製造企業と当該企業に投融資している金融機関に関する報告書⁶では、合計で7社⁷がクラスター爆弾の生産に携わっていると報告された。これらの7企業に対しては、条約発効後に生産禁止への圧力が高まる可能性がある。

3. クラスター爆弾製造企業に対する投資スタンス

クラスター爆弾に関する一連の動きを受けて、欧州では07年3月にベルギーにおいてクラスター爆弾製造企業への投融資を禁じる法律が可決されたほか、ニュージーランドやフランスなどにおいても同様の法整備が進められている。前節で7社がクラスター爆弾の生産に携わっていると紹介したが、上述の調査報告書では、合計146の金融機関がこれらの企業と何らかの取引を行っていると指摘された⁸。同NGOはこれら企業への投融資の停止を求めるキャンペーンを行っており、オスロ条約の発効が製造企業への投融資に与える影響が注目される。

また、クラスター爆弾への国際的な世論の動向も考慮して、公的年金基金などの機関投資家の中には、クラスター爆弾製造企業への投資を行わないことを明言している機関もある。これらの公的な機関投資家はリターンの獲得とともに、長期的な視点でかつ社会的責任に配慮した投資を求める流れが広がっているためである。代表例を挙げると、クラスター爆弾禁止キャンペーンの基点となったノルウェーのGPF(Government Pension Fund Global)はクラスター爆弾製造企業を投資対象から排除しており、フランスやスウェーデン、オランダの公的基金などもオスロ条約の趣旨に沿った投資方針を策定している。(財)年金シニアプラン総合研究機構が行った調査では、同機構が調査を行った欧州の年金基金の多くがESG投資⁹を行う上でオスロ条約などの自国が批准する条約や国際的な協定

⁵ 子弾の数が10個未満、各子弾の重さが4キログラム以上、目的識別機能を保持する、不発の際の自己破壊機能を保有するなどのタイプの爆弾は禁止の対象外となっている。

⁶ 蘭NGO・IKV Pax ChristiとベルギーNGO・Netwerk Vlaanderenの共著である「Worldwide investment in cluster munitions: A shared responsibility」。09年10月に第一版、2010年4月に改訂版が公表された。20カ国以上の182金融機関に対する調査を実施した。

⁷ 米国4社、韓国2社、シンガポール1社が挙げられている。

⁸ 2010年4月に公表された改訂報告書内では日本の4金融機関が掲載されている。

⁹ ESG投資とは、CSRの行動に着目して投資を行う形式で、とくに企業の環境(Environmental)、社会(Social)、コーポレート・ガバナンス(Governance)各分野における活動を投資判断基準のひとつとする手法。

を参照していた¹⁰という。

以上のように世界の金融機関の一部がクラスター爆弾生産企業への投融資のあり方を見直す動きが拡大する中で、オスロ条約の発効がクラスター爆弾や地雷などの兵器産業への投融資や、SRI に対してどのような影響を与えるかが注目される。

以上

【参考文献】

- ・NPO 法人社会的責任投資フォーラム (SIF-J) (2010) 「日本 SRI 年報 2009」
- ・中村直貴 (2009) 「クラスター弾に関する条約～クラスター弾の国際的規制への関与とその影響」『立法と調査』No. 291
- ・(財) 年金シニアプラン総合研究機構 (2010) 「海外年金基金の ESG ファクターへの取り組みに関する調査研究」(平成 21 年度財団法人トラスト 60 委託研究)
- ・福田毅 (2008) 「国際人道法における兵器の規制とクラスター弾規制交渉」『レファレンス』
- ・福田毅 (2009) 「オスロ・プロセスの意義と限界—クラスター弾条約とダブリン会議の分析—」『レファレンス』

【参考ウェブサイト】

- ・地雷廃絶日本キャンペーン <http://www.jcbl-ngo.org/>
- ・NPO 法人社会的責任投資フォーラム (SIF-J) <http://www.sifjapan.org/>

¹⁰ (財) 年金シニアプラン総合研究機構 (2010) 「海外年金基金の ESG ファクターへの取り組みに関する調査研究」 p11 より。

大和証券株のお客様へ

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会

大和証券キャピタル・マーケッツ株のお客様へ

【重要な注意事項】

広告等審査済

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいたしかねないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第109号
加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会